

石 川 町 教 育 大 綱

～豊かな心と文化を育むまちづくりをめざして～

平成28年2月

石 川 町
石川町教育委員会

1. 大綱策定の趣旨

本町では「みんなが主役 協働と循環のまち」を将来像として掲げ、「町民＝人」「歴史・文化＝とき」「自然＝もの」を重要資源として捉え、これらをつなぎ活用し、活力ある夢と希望に満ちたまちづくりを進めています。その根幹は人づくりであり、教育の果たす役割は大なるものがあります。

子どもたちが21世紀のグローバル社会を生き抜くために「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、本町をふるさととする全ての人々が誇りを持ち、いきいきと活動できるまちづくりに寄与するため、ここに教育大綱を策定するものです。

2. 大綱の位置付け

大綱は、平成27年4月1日に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定されるもので、「教育基本法」第17条第2項の規定に基づく国及び県の教育振興計画を踏まえ、本町の教育、学術及び文化・スポーツの振興に関する総合的な施策について方針を定めるものです。

3. 大綱の期間

大綱の期間は、石川町第5次総合計画後期基本計画との整合を図り、平成28年度から平成30年度までの3か年とし、教育を取り巻く状況や施策の進展状況を踏まえ、適時評価を行い、必要に応じて改善を図るものとします。

4. 本町教育の基本方針

豊かな心と文化を育むまちづくりを目指すことを基本目標に、歴史、文化、自然などに触れ、親しみ、生涯を通じて学び、新しい時代や社会の変化の中で創造性を発揮して、心豊かに生きていくことができる人材の育成を図ります。

5. 本町教育施策の体系

(1) 生涯学習の充実

- ① 生涯学習推進体制の整備
- ② 生涯学習機会の充実
- ③ 社会教育の充実
- ④ 生涯スポーツの振興

(2) 青少年の健全育成

- ① 家庭教育の充実
- ② 青少年活動の推進
- ③ 青少年健全育成環境の整備

(3) 学校教育の充実

- 
- ① 豊かな人間性の育成
 - ② 児童生徒の健康・安全教育の推進
 - ③ 確かな学力の育成と教師の指導力の向上
 - ④ 地域に開かれた特色ある学校教育の推進
 - ⑤ 情報化教育と国際理解教育の推進
 - ⑥ 施設設備・学習環境の整備充実

(4) 文化の振興と文化遺産・鉱物の保存・活用

- 
- ① 芸術・文化の振興
 - ② 文化財の保護・活用と愛護思想の高揚
 - ③ 鉱物の展示と活用
 - ④ 図書利用環境の充実
 - ⑤ 町民文化の環境整備
 - ⑥ 石川町史の活用

6. 主な施策

(1) 生涯学習の充実

① 生涯学習推進体制の整備

- ・生涯学習のまちづくりを推進するため、学校、地域、民間団体等との連携を図り組織体制の整備に努めるとともに、公民館から生涯学習センターへの発展を目指します。
- ・町民一人ひとりの自主的・自発的な学習を支援するため、生涯学習の情報の提供や相談体制の充実を図ります。

② 生涯学習機会の充実

- ・町民の多様化する学習ニーズに即した教室・講座を推進するとともに、自治センター等での生涯学習活動を支援するなど、地域の教育力の向上に努め、自主的な学習活動を支援します。
- ・社会教育施設の効率的な運営と活用を図り、施設の維持管理に努めます。

③ 社会教育の充実

- ・社会教育団体等の育成・支援に努めます。
- ・各種研修会などを通してリーダーの育成に努めます。
- ・現代的課題や地域課題に即した事業、地域の特性を活かした事業等を推進します。

④ 生涯スポーツの振興

- ・町民が健康で生活できるよう、各種スポーツ団体等と連携を図り、生涯スポーツの振興に努めます。
- ・スポーツやレクリエーションの指導者育成に努めます。
- ・体育施設の効率的な運営と活用を図り、適正な維持管理に努めます。

(2) 青少年の健全育成

① 家庭教育の充実

- ・家庭教育は、全ての教育の出発点という認識のもと、児童生徒の保護者が親子の学びや交流等を通して家庭の教育力向上を図ります。
- ・「いしかわのじかん」の推進を図り、家庭教育の実効力を高めます。

② 青少年活動の推進

- ・子どもたちの健やかな成長を育むため、発達段階に応じた体験活動を推進し、親子を対象とした各種講座や教室を開催します。
- ・各種事業を通して地域リーダーを養成するとともに、スポーツ少年団等の青少年関係団体の活動を支援します。

③ 青少年健全育成環境の整備

- ・健全な青少年を育成するため、地域や各種団体等と連携を図るとともに、大人の地域活動参画を推進します。
- ・青少年の安全対策や啓発活動等を通して健全な社会環境づくりに努めます。

(3) 学校教育の充実

① 豊かな人間性の育成

- ・道徳授業の充実を図り、その成果を保護者や地域に公開するなどして、心の教育を推進します。
- ・児童生徒の心の交流を大切にし、思いやりの心を学校の教育活動全体を通して醸成します。
- ・児童生徒の悩みや不安に迅速に対応する教育相談体制を整備し、互いをいたわり助け合う、いじめのない人間関係づくりを推進します。
- ・「町の偉人」「自由民権運動」「鉱物」等の町の歴史や自然を学習し、ふるさとを愛しふるさとに誇りを持てる人材を育成する「ふるさと教育」を推進します。
- ・各種体験活動や交流事業を通して、子どもたちの社会性やコミュニケーション能力の育成を図ります。

② 児童生徒の健康・安全教育の推進

- ・朝食の欠食や孤食児童生徒の解消を目指し、学校、家庭が連携し、「早寝、早起

き、朝ごはん」運動を推進します。

- ・児童生徒の登下校時等の安全確保のために、学校毎に保護者や地域の諸団体との連携を強化するとともに、通学バス利用者の安全性とマナーの向上に努めます。
- ・震災後心配されている放射線の影響について、子どもたちが正しく理解し行動できるように、放射線教育を継続して実施します。

③ 確かな学力の育成と教師の指導力の向上

- ・基礎基本の定着を図り、適切な学習課題を設定し、集団の中で思考、判断、表現を積極的に行い、協働して課題を解決していく学び合い学習を十分に行うことで、さらなる学力の向上を図ります。
- ・体力・運動能力の向上、さらに運動競技力の向上を目指し、体育授業をはじめ、体育活動を充実させます。
- ・幼児から児童へ、児童から生徒への発達過程で生じる諸問題に対応するため、保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校間が連携して交流学习を推進します。
- ・学校の授業と家庭学習の関連を図りながら児童生徒の学習意欲を高めることに努めます。
- ・学校、家庭における読書活動を推進します。
- ・各種課外活動や部活動の充実を図り、児童・生徒の適性能力の育成に努めます。
- ・町立中学校と町内2校の高等学校との連携を図り、さらに地域企業等との協力を得ながら、キャリア教育の充実を図ります。
- ・教育委員会と各学校が連携し、それぞれの校内研修、各種研究発表会や学校公開等により、教師の指導力と専門性の向上に努めます。さらに指導の放棄につながる体罰の防止をはじめ、不祥事故の絶無に努めます。

④ 地域に開かれた特色ある学校教育の推進

- ・地域人材の積極的な活用など、家庭や地域社会の人々の協力を得ながら、石川中と町内3小学校の各種連携教育の推進を図り、地域に信頼される学校教育を推進します。

⑤ 情報化教育と国際理解教育の推進

- ・学校ICTシステムを積極的に活用し、情報化教育を推進します。
- ・英語指導助手を効果的に配置し、小・中学生の英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります、
- ・国際理解教育を推進し、広い視野に立ち生き抜く力を持った人間の育成に努めます。
- ・小学6年生全員を対象とした英国文化体験教室を実施し、国際理解教育の充実を図ります。

⑥ 施設設備・学習環境の整備充実

- ・学校施設の耐震改修等を計画的に進め、施設設備の安全性を確保します。さらに、学習活動を充実させるため、学習教材等の充実を図ります。
- ・町立小・中学校の環境整備を進めます。

(4) 文化の振興と文化遺産・鉱物の保存・活用

① 芸術・文化の振興

- ・町民が身近に文化活動を親しむ環境づくりを図るとともに、文化団体の活性化に努め、町民自らが創る文化活動を促進します。
- ・多様な文化芸術活動を支援し、文化意識の高揚に努めます。

② 文化財の保護・活用と愛護思想の高揚

- ・郷土の文化遺産等を後世に継承するため、歴史民俗資料館の整備充実に努め、文化財等の保護・活用を図ります。
- ・文化財の保護・活用により、町民の意識啓発に努め、文化財愛護思想の高揚と郷土を愛する心を醸成します。
- ・本町における自由民権運動ゆかりの史跡を整備保存し、後世にその歴史を伝承するとともに、町民や子どもたちの社会教育及び学校教育に資することにより、ふるさと石川町に対する愛着と誇りを育んでいきます。

③ 鉱物の展示と活用

- ・鉱物の展示の充実に努めるとともに、鉱物館の開設に取り組み、地質学に関する学習意欲を高めます。
- ・鉱山跡の整備保存を行い、鉱物採集や体験学習を推進します。

④ 図書利用環境の充実

- ・家庭での読書習慣のきっかけづくりのため、住民のニーズに応じた図書の充実を図ります。
- ・図書活動の一層の充実を図るため、町立図書館の整備を進めます。

⑤ 町民文化の環境整備

- ・町民が主体的に文化芸術活動に取り組めるよう支援します。
- ・文化芸術活動の拠点となる各種施設の効率的な活用と維持管理に努めます。

⑥ 石川町史の活用

- ・町民に親しまれる町史とするため、町史学習会・講演会を開催し、学習活動を進めます。
- ・これまでに収集した資料を保存し、町民が利用・調査・研究できるようにします。